

平成 24 年度第 1 回四街道市商工開発促進審議会（概要）

日時 平成 24 年 7 月 2 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 四街道市保健センター3 階 第 2 会議室

出席者 委員 高橋洋二 会長 安達満 副会長 青木俊昭 委員 小島正一郎 委員  
吉川武臣 委員 牟田千代子 委員 伊藤千恵子 委員 松本利爲 委員

欠席者 委員 なし

事務局出席者 杉山環境経済部長 竹内環境経済部次長、田中産業振興課長  
森山副主幹 黒岩副主査

傍聴人 1 人

—— 会議次第 ——

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 議題
  - (1) 会長、副会長の選出について
  - (2) 会議の運営方法等について
  - (3) 大規模小売店舗立地法に係る届け出について（仮称）ホームプラザナフコ四街道店
4. 閉会

## 1. 開会

事務局（田中課長）：本日はお忙しいなか、商工開発促進審議会にご出席くださいますようお願い申し上げます。会議を開催するにあたり、四街道市長より挨拶を申し上げます。

## 2. 市長挨拶

市長 市長あいさつ —————

- ① 大規模小売店舗（ホームプラザナフコ四街道店）立地にあたり、周辺地域の生活環境保持のための丁寧な審議のお願いについて
- ② 総合計画策定に係る協力依頼について

事務局（田中課長） —職員紹介—

只今より、平成23年度第1回四街道市商工開発促進審議会を開催させていただきます。まず、資料No.1をご覧ください。本会議が四街道市商工開発促進審議会条例第9条第1項に規定する委員の過半数の出席があったことから、成立いたしますことを報告させていただきます。続きまして、本会議の内容について会議録を作成する必要がありますので、ICレコーダーにより録音させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第の議事でございます（1）会長、副会長の選出について進めさせていただきます。正副会長の選出ですが、新たな任期のため、正副会長が不在となっておりますので、最初に会長の選出を行います。会長が互選されるまでの間は、市長が座長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

市長 会長が選出されるまで、暫時座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、会長、副会長は四街道市商工開発促進審議会条例第7条第1項の規定により、委員の中から互選ということになっておりますが、今回から委員となっております牟田委員もおりますので、まずは、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。大変恐縮ではありますが、高橋委員から順番によろしくお願いいたします。

—委員あいさつ—

市長 それでは会長の選出に移ります。市の他の審議会では、委員間の推薦により委員長の選出を行っておりますが、同じように進めてよろしいでしょうか。

委員一同 —異議なし—

市長 それでは推薦いただいたうえで、会長の選出をお願いできればと思います。推薦はございますか。

安達委員 市の総合計画策定にも関わられており、前回のこの審議会でも会長を務められていた高橋委員はいかがでしょうか。

市長 只今、高橋委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか？

委員一同 ー異議なしー

市長 それでは高橋委員に会長をお願いいたします。会長が互選されましたので、これからの進行は、当審議会条例第7条第3項の規定により会長にお願いいたします。なお、これから会長の進行のもと、副会長が選出されますが、副会長が選出され、挨拶を頂戴しましたら、私から会長への諮問書をお渡しできればと思います。よろしくお願いいたします。

会長 皆様よりご推挙いただきましたので、会長を務めさせていただきます。  
あいさつの中で「大規模小売店舗立地法の成り立ち等を説明」  
次に、副会長の互選を行います。同じく推薦により行いたいと思いますがいかがでしょうか？

委員一同 ー異議なしー

会長 それでは推薦により互選を行います。推薦はございますか。

小島委員 前回の任期中も副会長を務めていただいた安達委員はいかがでしょう。

会長 只今、安達委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか？

委員一同 ー異議なしー

会長 それでは安達委員に副会長をお願いいたします。それでは副会長になられました安達様からごあいさついただきたいと存じます。

副会長 ーあいさつー

会長 ありがとうございます。それでは諮問書を交付いただければと思います。

市長 ー諮問書交付ー

田中課長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

会長 それでは、第1回の会議を進めて参ります。  
議事の(2) 会議の運営方法等について、事務局の説明をお願いします。

事務局(黒岩) 説明をさせていただくにあたって、まずは説明資料の不足がないかを確認させていただきます。

事前に郵送いたしました「大規模小売店舗立地法に基づく届出について」、同じく事前に郵送いたしました「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指

針」、資料No.1として、四街道市商工開発促進審議会条例、資料No.2として、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準、資料No.3として、傍聴要領（案）、資料No.4として、大規模小売店舗立地法に係る届出書に関する関係各課からの意見及び事業者からの回答、資料No.5として、騒音及び交通量予測に係る参考資料、以上7点を配付させていただいていますが、皆さんお手元に資料はお揃いでしょうか？

それでは会議の運営方法等についてご説明させていただきます。本日の会議を含め、本審議会の会議の運営方法等につきましてお諮りすることがございます。1点目としては会議録の作成についてです。会議録における発言者名については資料No.2の「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の8ページに記載がありますように、原則として明記することになっています。このことから本委員会においても明記する取扱いをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会 長 事務局から説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。無ければ、事務局の説明通りとしてよろしいでしょうか。

委員一同 ー異議なしー

会 長 会議録には署名人を設けることと思っておりますが、本日の会議の会議録署名人として安達副会長と小島委員にお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員2名 了解いたしました。

事務局(黒岩) 2点目としては、本審議会の会議の公開についてです。審議会の会議については、同じく資料No.2の運用基準の4ページに記載がありますように、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開することになっています。このことから本審議会の会議を原則公開することとし、資料No.3の傍聴要領（案）により定めてよろしいかをお諮りします。なお、公開については、会長が会議に諮り決定することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 事務局から説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。無ければ、事務局の説明通りとしてよろしいでしょうか。

委員一同 ー異議なしー

会 長 それでは公開することを決定いたしましたので、傍聴者がいらっしゃいましたら、事務局の方、入室を許可してください。

ー傍聴者1名入室ー

なお、会議資料につきましては、同じく資料No.2の運用基準の6ページに記載がありますように、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち議事次第については配付するものとします。

会 長        それでは議事（3）の大規模小売店舗立地法に係る届出書について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局（黒岩） 配付資料に基づき説明

会 長        ご説明ありがとうございました。事務局の説明で疑問点などございましたらご質問いただければと思います。また、ご意見などはございますか。

小島委員      駐輪場の台数は20台ということですが、近隣には千代田団地などもありますから、自転車での来店が多いのではないかと思います。20台では不足するような気がしますが、増やしていただくことを要望できますか。

事務局（黒岩） 九州で既に営業している3店舗の状況を考慮して台数を定めてはありますが、私も少ないのではないのかなと思うところもあります。ただ、2階は大型の家具を取り扱っていたり、車での来場が多いのではないかと思います。審議会として、皆さんの意見が駐輪場を増設したほうが良いという方向性にあれば、会長に取りまとめていただいて、私どもとしても事業者には伝えることはできます。

会 長        小島委員から意見が出されたように、仮に店舗開店後、駐輪場が不足するような事態があれば、増やしていただける余地はあるのでしょうか。

事務局（黒岩） 大規模小売店舗の届出書に掲げられている事項については、あくまで予測であり、店舗開店後、何かしらの支障が生じる、例えば、今、言われたように、駐輪場の台数が不足して、車の駐車場スペースまであふれているということであれば、店舗開店後であっても、しかるべき見直しをなささいよということが、指針にも掲げられていますので、今、会長が言われたように、店舗開店後にそのような状況がみられれば、改善をということで意見を述べることは可能ではないかと思います。

副 会 長      後でもそのような意見を出せるということですね。

事務局（黒岩） ただ、前にもお話したとおり、合理的な理由、過度に事業者に対して、施設整備などの費用を求めることは適切ではないという内容が指針にも記載されていますから、その辺は委員の皆さんで意見を調整いただくとともに、県としては、市として明確に意見として出しますと、県報に掲載しなければなりません。その辺はもっと緩やかに意見として出すのではなく、事業者として開店後にきちんと対応するようというのを要望書として出すようなことは、以前にも行わせてもらいました。

会 長        審議会として、正式な回答以外に、付帯意見として出すようなイメージでしょうか。

事務局（黒岩） そのようなかたちで出していただいたほうが、私どもとしても、県に出しやすいです。

会 長 一定の基準を満たしていますので、確かにたくさん用意すれば大丈夫ですが、私どもとしてもいたずらに増設を求めるのは違うと思います。開店後の状況をみてという意見が出せるかということですが、今回、申請している事業者は別室で待機していますよね。事務局が回答できず、事業者に直接確認したいことがあれば、入室してもらうこともできます。小島委員の意見も心配なのですが、今すぐ増設してくれということではなくて、問題が起こった時にすぐ対応していただけるかどうかを確認できればと私は思うのですが、その辺はどういたしましょうか。

事務局（黒岩）せっかく事業者も来ていただいているので、皆さんでもう少し議論いただいて、事業者に確認したいことが整ったら、入室をお願いしようと思っています。

青木委員 駐車場の関係で、一番西側が入口専用で、真中が出入口併設で、一番東側が出口専用となっています。バイクや自転車の進入路を横切って自動車は走行しますので、そのあたりの危険回避はどのように考えているのでしょうか。

事務局（黒岩）細かなところですので、どのように自転車等を誘導するかというのを設計会社に確認いただいたほうがよろしいかと思います。

青木委員 また、市建築課の意見で、来店車両の誘導に係る看板表示をもう少し詳しくということが出されていますが、入口専用などの表示をしておかないと、ここから出てしまったり、出口から入ろうとしてしまうなどの恐れがあると思いますので、ドライバーが間違わないように、誘導していただければと思います。

会 長 他の地区の例を聞いてみましょう。

伊藤委員 四街道市内で開店時間が午前7時、閉店時間が午後9時というのはあまり聞いたときがありませんが。

事務局（黒岩）午前7時オープンがホームセンターの一つの特徴ですね。千葉市にあるホームセンターなども午前7時からオープンしています。建設業者などは、朝一番で買い物をし現地に行くというようなこともございます。

吉川委員 交差点飽和度の数字の精度というのはいかがでしょうか。ケーズデンキのときに同じような数字が出てきましたが、ナフコの交通量調査は2月に実施しており、ケーズデンキのオープン後です。ケーズのときのデータがあっているのかどうか。今回、0.832という数字が出てきていて、0.9を超えると飽和状態になるということですが、微妙な数字ですので、精度が高ければ良いのですが、ただ、そんなに渋滞は心配していません。開店してみたら渋滞が頻繁に発生するとか、ただ、せっかく近々でケーズデンキが調査をしていますから。それと照らし合わせるとより予測がしやすいと思います。

事務局（黒岩）そのあたりは、私どもでは明確にお答することはできません。私もそのあたりが気

になりましたので、配付した資料No.5にもケーズデンキが開店前に届出書に記載した数字を載せてはありますが、ケーズデンキの臼井からの来店経路は、内黒田交差点で左に曲げて、物井三叉路に負荷がかからないようにしていますが、その分他の交差点には負荷がかかるわけです。来店経路なども違うなかで、比較することは難しい部分もあるのではないかと思います。私も素人ですので、その辺をどのように比較すれば良いのかは分かりません。また、ナフコ側がケーズのデーターまでを考慮しているかは分かりませんが、設計会社に質問していただいても良いのではないかと思います。

吉川委員　　この地区はこれから開発がなされると思いますが、こんなかたちで大型店が増え続けるとかいうのはあるのでしょうか。現在のケーズデンキとナフコでは近隣にそれほど渋滞が生じるとは思いませんが、他に店舗が増えたときにどうなるのかが分かりません。

事務局（黒岩）　事業者が出店できる場所としては、あとケーズの西側ではないかと記憶しています。東側は住宅が張り付く計画になっていると思いますので。今、食料品小売業として三徳があるわけですが、以前、URの本社のほうに確認したら、もねの里の人口が張り付いてくれば、三徳だけでは食品小売業が不足するかもしれないので、そのような際には、もねの里の区域内に他の食品小売業が出店しても良いという考えを示す可能性があるとのことでした。ただ、今現在は三徳がここに出店するにあたっては、それなりの安定した経営がなされるよう、他の食品小売店の出店について積極的に誘致するようなことはURとしてやっていないということを聞いています。ただ、ケーズの西側にオーツーパークのように飲食店が固まって出てくるようなことはないとは言えませんよね。今現在はこの場所に何かが出店するというような話は聞いていません。

吉川委員　　市の計画として、テナントミックスして、家電量販店とホームセンター、ここには飲食店の出店を実現したいというような考え方はないのでしょうか。

事務局（黒岩）　市は出店事業者の選定に一際絡んでおらず、URが出店企業について募集して選んでいきます。

会　　長　　事業用地が全部埋まった場合の交通量については、URの計画時に検討していると思いますが、そのためには都市計画道路の3・3・1が開通することを前提としていますので、3・3・1の整備が順調に進捗しているのか、していないのかは分かりませんが、3・3・1が整備されない中で、事業者の立地が先に進むと、新たな事業者の出店にあたって阻害要因とも成り得ます。URも土地の処分が出来なくなるかもしれません。ですから早く3・3・1を整備してもらわないと、今は良いのですが、これから影響が出る可能性もありますよね。

松本委員　　私もこのあたりは車で良く通りますが、三徳は駐車場がほぼ一杯になります。ただ、ケーズデンキに2回ばかり行ったときがありますが、駐車場ががらがらでした。ケーズデンキも当初の予定ではもっと来店車両が駐車されることを前提としていた

ことと思います。これからホームセンターができるということで、家具屋はそんなに集客力があるとは思いませんが、ホームセンターはそこそこの集客力があることと思います。佐倉にカインズがオープンしたときは相当な渋滞でした。ただ、飽和度の件を考えてみると、ケースが出来たことによって影響が出ているとは思えません。先ほど説明があったように臼井から物井三叉路に向い、左折する車については鋭角で曲がることとなります。その辺で少し渋滞の心配がありますが、会長がいわれたように、3・3・1の早期開通が課題ではないかと思えますよね。

会 長 3・3・1が整備されないと、集客力のある店舗が立地したいと思っても、出てこれなくなる可能性があるわけですね。ただ、これから出店できる場所も含め、全部を予測して、出店することがダメだよということは、指針の趣旨からすると過大な要求になりますよね。ですから今は、個々の店舗の計画で出されたデータを踏まえて判断するようになるものと思います。後から出店する事業者が不利になっていしまいますので。

事務局（黒岩）資料No.4の事業者の回答を拝見しますと、本計画施設によりこの交差点を飽和させるようなことが見受けられた場合は関係課との協議等、対応させていただきますということに記載いただいています。あと、元々は、この設計会社もケースデンキの例にならって内黒田交差点を左に曲げて来店する経路で最初は県に相談に行きました。ただ、県のほうがナフコへの左折イン左折アウトを遵守するために、今回の来店経路に改めさせたということは確認しています。

会 長 もし、ケースと同様の来店経路を設定した場合、里くらし公園近くの交差点に影響が出てくるかもしれませんね。ナフコへの来店車両が右折インになりケースの来店車両と錯綜することも考えられますよね。将来3・3・1が整備されることを踏まえて、県は今回の来店経路を設定したのでしょうか。

吉川委員 オープンのときは警備員を立たせるのではないかと思います、その後はどうなっているのでしょうか。

事務局（黒岩）届出書をみますと混雑する時間帯については、警備員を立たせるなどとの記載がなされています。

副 会 長 事業者としては交通量が一杯になるくらいに集客できればと思っているわけですね。地域振興や自店のためにもそのようなことを考えていると思いますので、あまりこの場で厳しい意見を出すのではなく、開店後に飽和状態になったとした場合、事業者と話ができる場を設けてもらいたいとの意見を強調するのは良いと思います。この場所は四街道市全体からみても、商業施設を集約して、人が集まる場所になっていかなければならないわけで、将来的にはむしろ混雑が生じるくらいになってほしいという考えがあるわけですが、ただ、そのような状況が生じたときには、我々の意見も聞いてくださいよというようなことを提示したらいかがでしょうか。



会 長 大規模小売店舗立地法の制度は、事業者が立地する際に様々な配慮を求めるものがありますので、様々な店舗が張り付いたときの影響について、意見を聞いてくださいという提案は難しいのではないのでしょうか。どこでも同じですよ。隣に何かたつというときに、地主さんに何か影響があったらその後対応してくださいねというのは違うのではないかと思います。今言うべきことは言うておく必要があります。あとは、地域というか四街道市の責任になるわけですね。ないしは県の責任になります。用途地域が定められて、そこに建てられるものが決まって、その範囲内の建築物は立地することが認められるのですから。周辺への交通事情が悪化するのであれば、建築物の容積率を下げたりしなければなりません。建てられる状況であるにも関わらず、何かあったらあなたたちの責任だということを追求するのは今の制度の中では難しいと思います。

副 会 長 もう一つ気になったのは、この会社は業務範囲が広いんですよ。ペットから薬品、レストランもできるということになっています。そうするとごみの保管スペースも狭くなってしまわないのかなと思います。

事務局（黒岩）会社の履歴事項をご覧になられての発言でしょうか。まず、ナフコさんがこの場所でレストランなどをやるというのは聞いていません。

副 会 長 定款に書かれているということは、経営してもおかしくはないですよ。

事務局（黒岩）副会長も良くご存知だとは思いますが、定款を定めるにあたっては、ある程度、今取り組まなくても、将来的に取り組む可能性があるものであれば、全部載せてもいいんじゃないと、極端にいうとそのような考えですよ。ただ、ここで飲食をやるとかいうことは私聞いていませんし、1階はホームセンターと2階は家具販売ということとで施設を使用するという事しか伺っていません。

副 会 長 ホームセンターでペットを扱っている会社が良くありますよね。

事務局（黒岩）たとえば印西のジョイフルとかであれば、マックなど他の店舗が色々入っていたりするわけですが、ここに飲食店を入れるということは何っていません。また、店舗の中身が大幅に変わるということであれば、店舗の変更届出書の提出も必要になってきます。今、私どもとしては届出書に載っている内容でしかみることはできませんので、定款に載せてある他の事業まで含めてみていくというのは少し違うのではないかと思います。

会 長 あと、建物を変えたりですとかいうのは建築基準法上の手続きなどがあって、それが妥当であるかはチェックはしますが、大規模小売店舗立地法でのチェックはできないですよ。

松本委員 3・3・1が開通すれば解決できる問題ではないかと思いますので、市に努力していただければと思います。

会 長 それでは、自転車の駐輪場が少し狭いということと、自転車と自動車の動線が交差してしまうことについて、混む時間帯における警備員の配置の3点について設計会社に確認をしたいと思います。

事務局（黒岩）設計会社に簡単な説明を私がしたうえで入室願いますので、少しの間お待ちください。

－設計会社エーアール入室－

会 長 それでは審議会を再開させていただきます。これまで審議をした中で申請者に確認をしたいことが幾つか出てまいりましたので、3つほど確認させていただきます。1つ目が、基準に基づき計算してありますが、自転車の駐輪場が20台とめられることになっています。ただ、周辺には住民がたくさんいますし、家具のほうはそうではないかもしれませんが、ホームセンターへの来店はひと家族来ただけでも、2台、3台になってしまいますし、少ないのではないかというような意見がありましたので、それに対する回答と、それからもう一つ、自転車と自動車の動線がぶつかったりして、少し危ないのではないかということで、それに対する何か対策は考えているかということと、交通の整理のため警備員を配置するということですが、これは開店当初だけなのか、ずっと配置していただけるのかというような質問、今、質問を3つに絞りましたが、質問をされた方で趣旨が違うという方がいれば訂正ねがいます。訂正がないようなので回答をお願いいたします。

エーアール 駐輪場の台数が少ないということですが、九州や中国地方の店舗の実績から必要台数をカウントしまして、それをもとに今回は算出させていただいています。万が一、開店後に台数が足りないという事態がありましたら、新たに確保することは可能です。

小島委員 増やす場合、どの辺にどのくらい増やせるのでしょうか。

エーアール ナフコと話をつめないと決められません。

小島委員 確保するにあたっては、駐車場の207台の一部をつぶすということでしょうか。

エーアール つぶすことは出来ませんので、駐車場の枠を別のところに増やし、現在の駐車場の一部をつぶして駐輪場にするかなどの対応策があるかと思います。

牟田委員 敷地外に駐車場を増やすということですか。

エーアール 敷地内の屋外展示スペースの一部つぶすなどにより、駐車場を新たに作ります。

事務局（黒岩）屋外のガーデニングスペースなどをつぶして対応するという事ですね。

エーアール 続いて自動車と自転車の動線が交差するという事ですが、駐車場内には自転車と

自動車の動線が交差するような箇所には、それぞれ注意喚起のため停止線を設けていますので、車道を渡る際には停止いただくようになります。また、警備員についてはオープン当初と繁忙期のみの配置しか考えていません。

会 長 他に質問がありましたらどうぞ。

吉川委員 建物の右側の資材館というのは、イメージすると材木ですとか大きなものを取り扱う場所ですよね。例えばそこに資材を積むような車両を置くことのできるスペースはあるのでしょうか。それとも、自分の車まで、台車で大きな資材をガラガラ運ぶようになるのか。

エーアール その辺は私も把握していません。確認はとってみますが、私が以前担当したホームセンターでは店舗前に資材を積むことのできるスペースを設けてありました。多分、そのようなスペースは設けることになろうかと思います。

会 長 資材館前面への車両進入はお客様の歩行スペースに進入することにつながりますね。資材の搬出入はお客様の来店時間をなるべく避けて行いますよね。

吉川委員 一般のお客さんが購入した物品を詰め込むためのスペースで、店舗に物品等を納入する事業者ではありません。

会 長 九州などで営業されている店舗ではどうでしょうか。

エーアール 九州などの店舗でそのようなスペースを設けているかは分かりません。

吉川委員 スペースは十分ありそうですよね。

会 長 今の点はどうでしょうか。ご確認いただき事務局まで連絡をいただくのが良いか、私たちにも伝えていただくのが良いか、質問するだけで良いのか。

吉川委員 ただ、この審議会で敷地内の駐車場のトラブルに関してまで心配をして良いのかどうなのかその辺はいかがでしょうか。

会 長 事務局いかがでしょうか。具体的に何かを置いてくれとかいうのではなくて、事故などがおきないように色々と配慮願いたいというような、危ないときには警備員が来るということでも良いし、それは事業者にお任せするということなのか。ただ、そのようなことに留意願いたいというお願いができるのかどうか。ただ、中ですからね。そういう質問が出たというようなことを申請者にお伝えいただくことはできますかね。

吉川委員 ただ、先ほど警察のほうから気をつけなさいという指導があったということですので、大きな資材を持って、車と接触したとか、歩行者と接触したとかいうことであれ

ば、そのようなスペースの設置に配慮されたほうが良いのかなという気がします。

会 長 それは事務局のほうで、県を通じて意見を出すわけですよ。ですから今の心配についてはどのようなかたちで申請者に対して伝えたら良いか、そういう意見が出たということは伝えていただきたいですが、ただ、意見書にまで書くかということも含めてお任せしてもよろしいでしょうか。私のほうで一つ質問がありますが、駐車場の台数は、北九州等で営業している3店舗の数字をもとに算出しているということは理解していますが、その3つの前例で例えば駐車場が満杯になって周辺道路に車両があふれたというような状況は生じていないでしょうか。

エーアール 私はそのようなことは聞いていません。

会 長 つまり道路の体系は地域によって違うので、一概には判断できない部分もありますが、他の3地域では上手く処理できているのかということを確認したいわけです。

エーアール 実際、駐車場は空きスペースがずいぶん出ると思います。開店当初は確かに多くの来店があろうかと思えます。一定期間が経過しますと、今回207台分を整備するわけですが、その半分が埋まるか埋まらないかではないかと思えます。

会 長 他の3地域がそのような状況ということでしょうか。

エーアール そうです。

事務局（黒岩）先ほど、青木委員の方から、進入するときと退出するときのサインの明確化というのがありました。

青木委員 市の建築課から出されている意見ですが、駐車場出入口の看板について、ドライバーの円滑な出入りが誘導できるよう入口専用だとか、出口専用などの表示をいただければと思います。

エーアール 了解いたしました。

吉川委員 ドライバーのモラルに任せる部分もありますよね。たとえばケーズデンキで用を足したあとに、ナフコに来店するとなると右折入庫することもあり得ます。

エーアール そのようなこともあり得ますよね。ただ、中央分離帯を設置しろなどの指示がありませんでした。

会 長 そのような問題は県警とかでしょうか。市の担当課としては都市計画課なのでしょうか。

事務局（黒岩）道路建設課なのかもしれませんが、そのようなことに関する意見は出ていません。

それぞれの大規模小売店舗が独立した案件であり、2つの大規模小売店舗をそれぞれ行き来するようなことを踏まえて意見を出すというのは難しいかもしれません。

会 長 他になければ設計会社のエーアールに退室いただいてもよろしいでしょうか。

事務局（黒岩）あと、皆さんも少し気になっていた点としては、物井三叉路の交差点飽和度が0.8を超えているということだと思います。私も説明をさせていただきましたが、エーアールのほうでも少し説明をいただいたほうが良いかもしれません。それは委員の皆さんのご判断にお任せしたいとは思いますが。

会 長 交差点No.4のところですね。将来的には都市計画道路が開通すれば、交差点飽和度も緩和されるわけで、市のほうにむしろできるだけ早い開通をお願いしたいと思えます。ですが、0.8というのはケーズデンキが出店したことを踏まえて出された値でしょうか。

エーアール 当然、ケーズデンキが開店した後、調査をして算出した交差点飽和度です。

会 長 その意見は吉川委員でしたでしょうか。

吉川委員 ケーズデンキの出店前にもこのような会議を開催しており、その試算した数字は精度が高かったのか、低かったのかということです。思ったより来店車両も少ないようなので。ただ、精度が低いと、0.8が0.9になってしまう危険性もあるわけですね。

会 長 ちょっと回答いただくことが難しいかもしれませんね。それではエーアールさんご協力ありがとうございました。

—設計会社エーアール退室—

会 長 他にご意見、ご質問ございますか。ないようですので、ここで審議を終了したいと思います。審議会としては、本諮問についてどのように回答すれば良いでしょうか。異議なしとの表現でよろしいのでしょうか。それとも原案のとおりで差し支えないと書くのか、ただ幾つか懸念するところもありまして、駐輪場のことに関して将来、不足があった場合に対応できるという話もいただきましたので、駐輪場のことについては審議会も心配しているということで対応方お願いしたいと書くのか、不足があったときは対応しなさいと書くのか、対応することを条件に了解しますと書くのか、事務局に表現方法は任せたいと思えますが、答申の中に書いた方が良いのか、別途、提出したほうが良いのかも含めて事務局でご判断いただければと思えますがいかがでしょうか。

事務局（黒岩）もしよろしければ答申の中には、意見としては差し支えないというものを書いていただくことにして、ただ、少し気になる点ということで、別紙で整えていただいて、これまでも、冒頭お話ししましたように、県への意見書ではなくて、留意点のようなかたちで出させていただいたときはありますので、そのようなかたちで提出させていただけれ

ばと思います。

会 長 それでよろしいでしょうか。もし公文書の中にそのような条件を書いてしまうと、その結論が出されるまで、県としても動けない部分も出てきてしまうかもしれません。市が県と相談いただいて、どのようなかたちが良いかをご判断いただくということでよろしいでしょうか。その案については、私と副会長が拝見させていただいて判断させていただくということでお任せいただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（黒岩）昨年度の委員会における答申も会長、副会長にご確認いただき了承を得たうえで、委員の皆さんにも答申文をお送りさせていただきましたので、同様の方法でご理解いただければと思います。

会 長 そのようなことでよろしいでしょうか。

委員一同 ー異議なしー

会 長 それでは答申文とそれにつける条件について、後日事務局から郵送いただくようにしたいと思います。これで本日の審議はすべて終了いたしました。

田中課長 皆さま長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。また、会長、司会進行の方ありがとうございました。以上を持ちまして四街道市商工開発促進審議会を終了いたします。

会議録署名人 安 達 満

会議録署名人 小島 正一郎